



令和6年 第2回定例会：11月14日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和6年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	2
○欠席議員（0名）	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開 会（午後 1時30分）	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
採決	5
○議案第8号及び議案第9号の一括上程、提案説明	5
行 田 邦 子 管理者	5
吉 田 明 夫 会計管理者	6
柿 沼 誠 事務局長	9
○上程議案の質疑～採決	9
○特定事件の委員会付託	10
○閉 会（午後 1時51分）	10
<hr/>	
○署名議員	11

彩広清告示第7号

令和6年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を、11月14日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和6年11月5日

彩北広域清掃組合
管理者 行田邦子

令和6年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和6年11月14日（木） 午後1時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第8号 令和5年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について

議案第9号 令和6年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）

第4 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（10名）

1番	小林 淳一	議員	2番	駒見 行彦	議員
3番	小泉 晋史	議員	4番	福島 ともお	議員
5番	橋本 祐一	議員	6番	芝 寄 和好	議員
7番	田中 和美	議員	8番	小林 修	議員
9番	梁 瀬里司	議員	10番	金澤 孝太郎	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

行 田 邦 子	管 理 者
並 木 正 年	副 管 理 者
吉 田 明 夫	会 計 管 理 者
江 森 裕 一	参 与
高 坂 清	参 与

○ 事務局職員出席者

事務局長	柿	沼	誠	
主幹	今	井	剛	史
書記	野	本	哲	也

午後 1時 30分 開会

○梁瀬里司議長 本日、皆様には公私極めてご多忙のところ、本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和6年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○梁瀬里司議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○梁瀬里司議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

1番 小林 淳一 議員

2番 駒見 行彦 議員

以上、2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○梁瀬里司議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 4番 福島ともお議員。

[福島ともお議会運営委員長 登壇]

○福島ともお議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月8日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付いたしております、令和6年第2回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○梁瀬里司議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第8号及び議案第9号の一括上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第3、議案第8号及び議案第9号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 本日、ここに令和6年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中、ご参集賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本組合は、これからも住民の皆様にご安心いただけるよう、安定的なごみ処理の継続、適切な焼却施設の維持管理に努めてまいります。議員各位におかれましては、組合事業への引き続きのご理解ご協力をお願いいたします。

この度の定例会においてご審議いただく案件は、決算認定及び補正予算の2議案となっております。なにとぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしく申し上げます。

それでは、議案第8号及び議案第9号についてご説明申し上げます。

議案書の1ページからでございます。

議案第8号、令和5年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算の総額は歳入が5億6,191万2,733円、歳出が5億2,793万4,051円で、歳入歳出差引額は、3,397万8,682円となっております。なお、本件は既に監査委員の審査も終了しており、その審査意見書並びに関係資料として決算付表を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の4ページからとなりますが、議案第9号、令和6年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

本案は、前年度決算の確定に伴い所要の措置を講じるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出とも1,600万円の増額でございます。歳出といたしましては事業費の追加となっております。財源といたしましては、前年度繰越金を充当しております。

以上で、議案第8号及び議案第9号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、会計管理者及び事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○梁瀬里司議長 次に、議案第8号の細部説明を求めます。———会計管理者。

[吉田明夫会計管理者 登壇]

○吉田明夫会計管理者 それでは、議案第8号、令和5年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について細部説明を申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、別綴りの令和5年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の7ページ、8ページをお願いします。

初めに、1款議会費の支出済額は、8ページの一番左の列になりますが、48万1,532円で、予算に対する執行率は69.39%となっております。1節報酬から12節委託料までは、組合議員の報酬、費用弁償、交際費は香典代、役務費は切手代などを支出したもので、組合議会運営に係る諸経費でございます。

次に、2款総務費の支出済額は、8ページの中段になりますが、4,457万535円で、予算に対する執行率は、89.25%となっております。1項1目一般管理費では、支出済額の主なものといたしまして、1節報酬は正副管理者の

報酬、2節、3節、4節は組合職員5名分の人件費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、本組合の管理運営に必要な各種システムの保守点検委託料、システム機器の借上料及びシステムの利用料などでございます。次に、9ページ、10ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金のうち、備考欄の一番上、埼玉縣市町村総合事務組合負担金は、組合職員3名分の退職手当に係る負担金、また9ページ中ほど、2項監査委員費は、監査委員2名の報酬及び費用弁償でございます。

次に、3款事業費の支出済額は4億8,288万1,984円、予算に対する執行率は94.4%となっております。1目事業総務費は現施設に係る管理業務の諸経費を支出したもので、10節需用費、備考欄の一番上、消耗品費は施設で使用する消耗部品等の購入費、12節委託料は施設の各種管理業務及び廃棄物処理法に基づく測定検査業務の委託料、13節使用料及び賃借料は事務機器や最終処分場用地の借上料、15節原材料費は施設の補修材等の購入費、26節公課費は、ばい煙を排出する事業所に排出量に応じて課せられる汚染負荷量賦課金などでございます。

2目維持管理費は現施設の維持管理に係る費用で、10節需用費は受注生産が必要な特別仕様の部材購入費や燃料の購入費及び施設の補修や機械の修繕費などでございます。11ページ、12ページをお願いします。12節委託料は焼却設備及び最終処分場浸出水処理施設の維持に係る各種業務の委託料、13節使用料及び賃借料は施設内で使用する重機の借上げ料、14節工事請負費は搬入道路舗装修繕工事費、17節備品購入費は場内整備に使用する刈払い機2台分の購入費でございます。

3目塵芥処理費は現施設の運転管理及び焼却灰等の処分費用で、10節需用費の備考欄の一番上、消耗品費は施設で使用する薬品類の購入費、12節委託料は焼却施設の運転保守管理及び焼却灰等の処分に関する委託料でございます。主な不用額といたしましては、10節では電気料が、12節では焼却灰の処分費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

4目地元対策費は地元の環境保全事業を行っております2つの団体に対して交付金を支出したもので、5目基金費は財政調整基金へ剰余金及び定期預金運用利子

を積み立てたものでございます。

次に、4款公債費及び次ページの5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

13ページの一番下、歳出合計でございますが、支出済額は5億2,793万4,051円で、前年度対比5.27%の減、予算額に対する執行率は93.74%、不用額は3,525万3,949円となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして5ページ、6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金は組合規約に基づく行田市及び鴻巣市からの負担金、2款使用料及び手数料は主に事業系ごみの処理手数料、3款財産収入は財政調整基金運用利子、5款繰越金は前年度繰越金、6款諸収入は預金利子及び雑入で、内訳は備考欄のとおりとなっております。なお、4款繰入金につきましては収入はございませんでした。

一番下、歳入合計の収入済額は5億6,191万2,733円で、前年度対比5.36%の減となっております。

次に、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、15ページをお願いいたします。区分の1、歳入総額は5億6,191万2,733円、区分の2、歳出総額が5億2,793万4,051円、この歳入総額から歳出総額を差し引いた区分の3、歳入歳出差引額は3,397万8,682円となっております。この金額から、区分の4、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額を差し引いたものが実質収支額となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源の計はゼロ円ですので、実質収支額は3,397万8,682円となります。

次に、16ページ財産に関する調書についてご説明申し上げます。1、公有財産、2、物品、及び3、債権の決算年度中の増減はありませんでした。

4、基金につきましては、前年度末現在高1億6,416万312円に前年度剰余金2,000万円及び運用利子12万1,761円を積み立てたことから、決算年度中増減高は2,012万1,761円の増となり、彩北広域清掃組合財政調整基金の決算年度末現在高は1億8,428万2,073円となりました。

以上で、議案第8号についての細部説明を終わらせていただきます。

○梁瀬里司議長 次に、議案第9号の細部説明を求めます。———事務局長。

[柿沼 誠事務局長 登壇]

○柿沼 誠事務局長 それでは、議案第9号について細部説明を申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。議案第9号、令和6年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,742万6千円とするものでございます。

歳入についてご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお願いいたします。4款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、前年度繰越金が確定し、当初の見込みを上回ったため、財政調整基金の取崩し額を1,200万円減額するものでございます。

次の5款繰越金1項1目繰越金は、令和5年度からの繰越金のうち2,800万円を補正財源として計上するものでございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお願いいたします。3款事業費1項3目塵芥処理費における補正は、特定財源として財政調整基金からの取崩しを見込んでおりましたが、前年度繰越金から一部財源充当ができますことから、財源内訳において特定財源その他を1,200万円減額し、一般財源へ移行するものでございます。

次の3款事業費1項5目基金費は、前年度繰越金を財源として、24節財政調整基金積立金を1,600万円増額するものでございます。

以上で、議案第9号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第8号、令和5年度彩北広域清掃組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第9号、令和6年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第1回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

△特定事件の委員会付託

○梁瀬里司議長 次に、日程第4、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

午後 1時 51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

梁 瀬 里 司

彩北広域清掃組合議会議員

小 林 淳 一

同

駒 見 行 彦